

法人市民税の超過課税について

静岡県焼津市

焼津市立総合病院整備のために、令和 9 年 4 月以降も引き続き超過課税を実施させていただきます。ご理解とご協力をお願いします。

1 超過課税の内容

現行の超過課税制度の対象法人・税率を変えずに、今後 5 年間実施

税 目	法人市民税
法人税割の税率	現行と同率（8. 2 % うち超過税率 2. 2 %）
対象法人	資本金等の額が 1 億円超の法人
期 間	5 年間(令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの事業年度)

2 超過課税の使途

焼津市立総合病院の機能拡充・施設整備に充当します。

焼津市立総合病院は、急性期医療を中心とした市内唯一の公立病院として、地域医療の中核を担っておりますが、現在の病院は建設から 43 年が経過しており、設備・機器の老朽化が進んでおります。また、医療環境の変化への対応の必要性もあり、平成 28 年に『新病院整備基本構想』、平成 30 年に『基本計画』を策定し、令和 6 年に『新病院建設基本設計』、令和 7 年から基本設計の見直しを行っており、新病院の建設に向け準備を進めております。

新病院においては、「救急医療、高度医療を提供する志太榛原医療圏の地域医療を支える中核病院」「市民の広範な医療ニーズに対応する病院」「市民の安心を医療面から支える病院」等、市民の信頼に応えるために、現施設よりも更に充実した病院を目指します。

令和 8 年度までの第 10 回超過課税では、市立総合病院の高度医療機器の導入に活用させていただき地域医療の質向上に寄与することができました。令和 9 年度からの第 11 回超過課税につきましても、引き続き市立総合病院整備のために充当させていただきたいと考えています。

物価高騰が続く社会情勢の中、貴法人様におかれましては、大変な企業努力をされているところ誠に恐縮ではございますが、地域医療を守るため何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

静岡県焼津市本町 2 丁目 16 番 32 号
焼津市財政部課税課 TEL054-626-2149